

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更に係る運用について

○目的

今般の中東情勢の変化を踏まえ、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費を設計変更により計上する運用を実施します。

○対象資材

対象資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。当該資材は、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板とするが、これによりがたい場合は、監督員と協議のうえ、対象とすることができる。

○対象経費

対象経費は、対象資材における実勢価格と実際の購入価格との差額（以下「別途調達経費」という。）が必要となる次の（１）から（３）の場合とする。

- （１）対象資材の代替資材を調達した場合
- （２）対象資材の流通経路を見直して調達した場合
- （３）対象資材を調達した場合（ただし、別途調達経費を含む）

○対象数量

設計図書に記載された数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路による円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量とする。

ただし、既完成部分について、出来形部分払いを行っている場合は、当該既完成部分の出来形部分払いの対象数量を除いた数量とする。

○設計変更に用いる資材単価

受注者から提出された証明書類（購入時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票等）に記載された実際の購入価格を使用する。